

# 千葉市地域商業活性化支援メニュー

平成30年度

本市の地域商業を活性化するため、商店街利用者の利便性向上に資する環境整備や売上増を目指す創意工夫した取組みを行う、市内商業者の皆様、商業団体の方々に対する支援制度を紹介します。予算の範囲内となりますが、積極的なご利用・ご相談をお待ちしております。

なお、実際にご利用を希望する場合は、必ず問合せ先に詳細を確認するようお願いいたします。



## ◆商店街活動に対する支援

### 商店街共同施設整備事業 【産業支援課】

趣 旨 : 商店街の振興または商店街来街者の安全・安心な環境維持のために、商業団体が実施する商店街共同施設整備事業に要する経費について補助金を交付します。

対 象 者 : 以下の要件を満たす商業団体。

- ・市内に主たる事業所を有すること。
- ・任意の商業団体は、会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から1年以上を経過し相当の事業実績を有すること。

対象事業 : 商店街共同施設

アーチ、アーケード、防犯カメラ、カラー舗装、駐車場、放送設備、映像設備、その他市長が適当と認める施設をいう。

#### ① 商店街共同施設の設置

補助対象経費	工事請負費（設置費）
補助率	2 / 3以内
補助限度額	20,000千円（但し、予算の範囲内）

#### ② 商店街共同施設の修繕

補助対象経費	修繕料
補助率	1 / 2以内
補助限度額	10,000千円（但し、予算の範囲内）

留 意 点 : 土地取得及びこれに伴う移転補償、道路法、建築基準法その他法令に違反する施設、市の他の補助金等交付の対象施設など、その他市長が補助事業として不適当と認めるものは対象外となります。

問合せ先 : 産業支援課 商業流通班 電話 043-245-5277

## 商店街高度化事業 【産業支援課】

趣 旨 : 地域住民等のニーズや商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえた上で、地域経済の持続的な発展を図るために実施する商店街の中長期的発展及び自立化の促進に寄与する商店街施設の環境整備事業等に要する経費について補助金を交付します。

対 象 者 : 商店街振興組合、商店街協同組合

対象事業 : ① 研修会等設置事業(1~3年度事業)

事業趣旨に沿った事業推進体制の確立及び事業運営の円滑化を図るための研修会等を実施する事業。

補助対象経費	報償費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料
補助率	1/2以内(補助期間3年間)
補助限度額	200千円/年(但し、予算の範囲内)

② 基本計画策定事業(1つの事業につき1カ年度まで)

事業趣旨に沿った基本計画を策定する事業。

補助対象経費	委託料(設計費を含む)
補助率	1/2以内
補助限度額	3,000千円(但し、予算の範囲内)

③ 実施計画策定事業(1つの事業につき1カ年度まで)

事業趣旨に沿った基本計画に基づく実施計画(基本設計を含む)を行う事業。

補助対象経費	委託料(設計費を含む)
補助率	1/2以内
補助限度額	2,000千円(但し、予算の範囲内)

④ 環境整備事業

事業趣旨に沿った基本計画及び実施計画に基づく商店街施設の建設等を行う事業。

補助対象経費	工事請負費(設計管理費、工事費)
補助率	1/2以内
補助限度額	200,000千円(但し、予算の範囲内)

留 意 点 : 特定企業の利益とみなされるもの、環境整備事業の総額が4,000万円以下のもの、道路法、建築基準法及びその他の法令に違反する事業、施設建設用地の取得、その他市長が補助事業として不適当と認めるものは対象外となります。

問合せ先 : 産業支援課 商業流通班 電話 043-245-5277

## 商店街街路灯補助金 【各区役所】

- 趣 旨 : 夜間の防犯及び商店街歩行者の安全な通行を図るため、商業団体が商店街の街路灯を管理（電気料）・修理・設置をする場合、その費用の一部を補助しています。
- 対 象 者 : 商店街振興組合、商店街協同組合及び任意の商業団体に区長が認める者で、以下の要件を満たす商業団体。
- ・市内に主たる事業所を有すること。
  - ・任意の商業団体は、会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から1年以上を経過し相当の事業実績を有すること。
- 対象事業 : ① 管理費補助金  
対象経費：街路灯の電気料  
補助率：75%
- ② 設置費補助金  
対象経費：街路灯の新規設置費用  
補助率：2/3（補助額上限は16万円）
- ③ 修理費補助金  
対象経費：街路灯の修理費用（基礎工事、塗装工事、LEDからLEDの電球交換、LED化するための電球交換に限る）  
補 助 率：1/2（補助額上限は、基礎工事2万円、塗装工事1万円、LEDからLEDの電球交換1万5千円、LED化するための電球交換2万5千円）
- 申請窓口 : 中央区地域振興課 221-2169  
花見川区地域振興課 275-6224  
稲毛区地域振興課 284-6107  
若葉区地域振興課 233-8124  
緑区地域振興課 292-8117  
美浜区地域振興課 270-3124

## 地域活性化支援事業 【各区役所】

- 趣 旨 : 地域の生活課題の解決やまちづくりに向けた、区民の皆さんの主体的な取り組みに対し、活動資金の支援を行い、公益活動の推進と自立的、継続的な活動の発展を目指す制度です。
- 対 象 者 : 対象となる団体は、次の条件のすべてを満たすものとします。
- (1) 町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、商業団体等
  - (2) 区内で主体的にまちづくり活動を行う(予定の)団体
  - (3) 事務所が千葉市内もしくは区内にある団体。事務所がない場合は、代表が千葉市内に居住している団体
  - (4) 1年以上継続して活動している団体。又は今後1年以上継続して活動する見込みがある団体
  - (5) 代表者が未成年ではない団体。ただし、当該支援事業の実施に関して、事業の申請までに書面にて保護者もしくは在学・在勤など所属する組織の承諾を得ている場合は、代表者が未成年であっても対象とします。
- ※この他に各区ごとに応募資格が設定されていますので、詳しくは各区役所にお問い合わせください。
- 対象経費 : 各区役所にお問い合わせください。

	コース名	事業内容	補助金額（上限額）	時期
中央区	地域づくり活動支援事業	町内自治会等が実施する地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 20 万円／年（単年度事業）</li> <li>・上限 30 万円／年（継続事業）（補助対象期間内において合計 50 万円）</li> <li>・補助期間 1～3 年間</li> </ul> ※継続事業であっても、毎年度の申請及び審査が必要	H30 2月 締切
	区テーマ解決支援事業	区が設定するテーマに基づき、町内自治会等が実施する地域づくり活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 大学等と連携 10/10 その他の場合 1/2</li> </ul> <b>【家賃補助】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 120 万円（月額 10 万円）</li> <li>・補助期間 最大 3 年間</li> </ul> ※継続事業であっても、毎年度の申請及び審査が必要 <b>【改装費及び事業開始経費補助】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 50 万円</li> <li>・補助期間 1 事業につき 1 回（初年度に限る）</li> </ul>	
	地域拠点支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 市内の学生団体 10/10 その他団体 1/2</li> </ul> <b>【家賃補助】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 180 万円</li> <li>・補助期間 1 年間</li> </ul> ※活動支援に対する補助を受ける場合に限り 3 回を限度に申請が可能。 ただし毎年度の申請及び審査が必要。 <b>【設備補助】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 30 万円</li> <li>・補助期間 1 年間</li> </ul> ※設備補助は初年度の 1 回のみ	
花見川区	地域づくり活動支援事業	町内自治会等が実施する地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 30 万円／年</li> <li>・補助期間 1～3 年間</li> </ul> ※継続事業であっても、毎年度の申請及び審査が必要	H30 2月 締切
	区テーマ解決支援事業	区が設定するテーマに基づき、町内自治会等が実施する地域づくり活動事業		
稲毛区	地域活性化活動支援	区テーマ以外の稲毛区 の地域課題の解決や地域活性化に貢献する活動を支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 20 万円／年</li> <li>・補助期間 1 年間</li> </ul> ※3 回を限度に申請が可能。 ※継続事業であっても、毎年度の申請及び審査が必要	H30 2月 締切
	区テーマに基づく活動支援	区が設定するテーマに基づく活動支援		
	地域拠点支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備の支援  補助経費：家賃補助、設備補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 市内の学生団体 10/10 その他団体 1/2</li> </ul> <b>【家賃補助】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 180 万円</li> <li>・補助期間 1 年間</li> </ul> ※活動支援に対する補助を受ける場合に限り 3 回を限度に申請が可能。 ただし毎年度の申請及び審査が必要。 <b>【設備補助】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 30 万円</li> <li>・補助期間 1 年間</li> </ul> ※設備補助は初年度の 1 回のみ	
若葉区	地域づくり活動支援事業	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 20 万円／年（2、3 年目 上限 10 万円）</li> </ul> ※最大連続 3 年間申請可	H30 4月 締切
	区テーマ解決支援事業	区が設定するテーマに基づく活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 30 万円／年（2、3 年目 上限 15 万円）</li> </ul> ※最大連続 3 年間申請可	
	地域拠点支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備事業	<b>【改装費及び事業開始経費補助】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 25 万円 （学生等で構成される団体と連携する場合は 50 万円）</li> </ul> <b>【家賃補助】</b> ※最大連続 3 年間申請可 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 60 万円 （学生等で構成される団体と連携する場合は 120 万円）</li> </ul>	

	コース名	事業内容	補助金額（上限額）	時期
緑区	地域づくり活動支援	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 20万円/年</li> <li>・補助期間 同一事業について最大3年</li> <li>※毎年度の申請及び審査が必要</li> </ul>	H30 2月 締切
	区テーマ解決支援事業	区が設定するテーマに基づき、実施する地域づくり活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分1 補助金対象額が20万円以下 補助金額＝補助対象額×10/10</li> <li>・区分2 補助金対象額が20万円超 補助金額20万円＋（補助対象経費－20万円）×1/2</li> <li>・補助期間 同一事業について最大3年</li> <li>※毎年度の申請及び審査が必要</li> </ul>	
	地域拠点支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 学生等で構成される団体と連携する場合 10/10 上記以外の場合 1/2</li> <li>【改装費及び事業開始経費補助】</li> <li>・学生等で構成される団体と連携する場合 50万円</li> <li>・上記以外の場合 25万円</li> <li>・補助期間 初年度の1回</li> <li>【家賃補助】※最大連続3年間申請可</li> <li>・学生等で構成される団体と連携する場合 年間120万円（月額10万円）</li> <li>・上記以外の場合 年間60万円（月額5万円）</li> <li>・補助期間 同一事業について最大3年</li> <li>※毎年度の申請及び審査が必要</li> </ul>	
美浜区	地域づくり活動支援	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限 20万円/年</li> <li>・補助率 10/10</li> <li>・補助期間 最大3年</li> <li>※毎年度の申請及び審査が必要</li> </ul>	H30 2月 締切
	地域拠点支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 学生等で構成される団体と連携する場合 10/10 上記以外の場合 1/2</li> <li>【改装費及び事業開始経費補助】</li> <li>・上限50万円</li> <li>・補助期間 1事業につき初年度の1回のみ</li> <li>【家賃補助】</li> <li>・月額10万円（年間120万円） ※初年度のみ年間（100万円）</li> <li>・補助期間 最大3年</li> <li>※毎年度の申請及び審査が必要</li> </ul>	

※上表は平成30年度の内容です。

※各区により、コース内容、募集時期等が異なりますので、利用する場合は各区地域振興課に確認ください。

【問合せ先】	中央区地域振興課	地域づくり支援室	221-2105
	花見川区地域振興課	地域づくり支援室	275-6203
	稲毛区地域振興課	地域づくり支援室	284-6105
	若葉区地域振興課	地域づくり支援室	233-8122
	緑区地域振興課	地域づくり支援室	292-8105
	美浜区地域振興課	地域づくり支援室	270-3122

## ◆繁盛店を目指す商業者への支援

### 商業アドバイザー派遣事業 【千葉市産業振興財団】

- 趣 旨 : 専門知識を有する専門家を活用して、商店街及び個店の運営や経営面の問題解決を図り、魅力ある商店づくりをサポートします。
- 対 象 者 : 千葉市内の商店街（商店街振興組合、商店街協同組合、任意組合等を含む）、個店
- 対象事業 : 商店街が活性化のために行おうとする各種事業の課題解決  
個店の経営面での各種問題解決
- ①派遣日数  
商店街：10日以内とします  
個店：1日とします
- ②派遣費用  
商店街：無料  
※ 事業実施に係る各種費用については自己負担となります。  
個店：10,000円（受益者負担分）  
※ アドバイザーへの謝金額の1/2を財団が負担します。
- 問合せ先 : 産業創造課 電話 043-201-9504

### 商業者育成に関する講座 【千葉市産業振興財団】

- 趣 旨 : 地域商業の活性化及び後継者育成のため、時流に即したテーマを設定するとともに体系的に習得できる実践的なセミナーを実施します。
- 対 象 者 : 千葉市内の商店街（商店街振興組合、商店街協同組合、任意組合等を含む）、個店
- 開催時期 : 年1回程度開催  
産業振興財団のホームページ、メルマガ等によるお知らせします。
- 問合せ先 : 産業創造課 電話 043-201-9504

### WEB販売セミナー 【産業支援課】

- 趣 旨 : 情報通信技術の進歩に伴い消費者の消費行動が利便性の高いインターネット通販にシフトしている状況の中、通販サイト等の立ち上げ・改善に必要なノウハウ等のアドバイスを行い、セミナー受講者の販路拡大を支援します。
- 対 象 者 : 既存店舗を運営している事業者でWeb販売を開始または改善しようとする事業者
- 対象事業 : WEB販売におけるホームページ制作方法（画像・WEB動画活用等）についての講義等※既存のHPをいかに改善するのか、また、既存のWEB市場の活用方法等についてアドバイスを行います。
- 留 意 点 : 開催時期は市政だより等でご案内します。
- 問合せ先 : 産業支援課 新事業創出班 電話 043-245-5292

## 商学連携型商品開発事業 【産業支援課】（新規）

- 趣 旨 : 商業団体が、本市にゆかりのある食品を活用した商品開発等を、大学、専門学校等と「商学連携」により行い、物語性のある商品・サービスを提供することで、商業団体の販路・売上拡大を図ることを目的としています。
- 対 象 者 : 商業団体
- 対象事業 : 新商品の開発又は既存商品の改良に係る経費を助成します。
- 留 意 点 : 公募後、審査により採択の予定。詳細は市HP等でお知らせします。
- 問合せ先 : 産業支援課 商業流通班 電話 043-245-5277

## 外国人観光客受入環境整備等支援事業 【産業支援課】

- 趣 旨 : 本市を訪れる外国人による市内レストランや宿泊施設、商店等の利用を促進するため、多言語化、ハラル対応、免税店化、Wi-Fi 環境の整備等、外国人の受け入れ環境の整備に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
- 対 象 者 : 飲食事業者、宿泊事業者、小売事業者、商店街振興組合、商店街協同組合、商業団体
- ※同一年度に当該事業の補助金交付を受けたことがないこと
- ※同一事業において、過去に当該事業の補助金交付を受けたことがないこと  
(異なる事業であれば、補助対象となる)
- 対象事業 : ①多言語表記をしたパンフレット、リーフレット、周辺マップ等の作成  
②メニュー表示の多言語化事業  
③補助対象事業者が自ら開設するウェブサイトの多言語化事業  
④免税店化に必要な申請に係る費用（コンサル費用など）  
⑤ハラル認証に必要な申請手続きに関する費用（コンサル費用など）  
⑥施設内外に設置される看板又は案内板の多言語化事業  
⑦インターネットへのアクセスポイントの整備  
⑧国際的に対応可能なクレジットカード決済システムの導入  
⑨その他外国人観光客の受入環境の整備に資すると市長が認める事業

補助対象経費	消耗品費、備品購入費、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、手数料、委託料、工事請負費、その他、補助事業の実施に必要な経費であると市長が認めるもの
補助率	1/2 以内
補助限度額	150千円（千円未満は切り捨て）

※複数年度にわたり異なる補助対象事業で補助金交付を受ける場合は、過年度の補助金交付額を含め、その合計額の上限を50万円とする。

- 留 意 点 : なお、次に該当する経費は、補助対象経費とはならない。
- ・事業者等の管理運営に係る経費（事務所の家賃、光熱水費、備品購入費等）
  - ・事業者等の構成員に対する人件費、謝礼等
  - ・事業者等の構成員及び関係者による会合等の飲食費
  - ・補助金交付決定日前に支出された経費
  - ・補助対象経費で領収書のないもの
  - ・領収書の内容が不明確なもの及び領収者の氏名、住所、押印がないもの
  - ・この補助金の目的とは直接関係のない活動に係る経費
  - ・その他市長が不相当と認めた経費
- 問合せ先 : 産業支援課 商業流通班 電話 043-245-5277

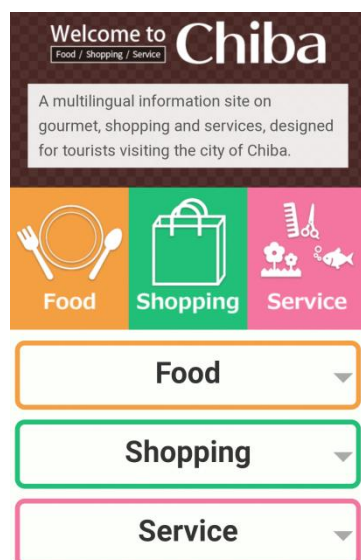
## 訪日外国人向けの情報発信 【観光プロモーション課】

趣 旨 : 訪日外国人客向け店舗検索サイト「千葉おもてなし SHOP ガイド」を運営し、本ウェブサイトへの登録店舗の拡充や多言語メニューの準備率の向上を図るとともに情報発信を行い、本市への訪日外国人客誘致と市内での消費喚起に繋げることを目的としています。

対 象 者 : 飲食事業者、小売事業者、その他サービス事業者（美容、観光体験等）

- 対象事業 :
- ① 飲食店事業者のための多言語メニュー作成支援  
(食事メニューを日本語で入力するだけで、14種類の言語に翻訳できる)
  - ② 訪日外国人客が自分の行きたい飲食店、物販店、美容などのその他サービスをエリアやジャンルから探しお店を選べるウェブサイトへの掲載登録
  - ③ 様々なジャンルに対応した「指差し会話ツール」が利用可能(14言語対応)
  - ④ 料理に使用する食材を示す35種類のピクトグラム(絵文字)が利用可能
  - ⑤ 食に関する国別の習慣や宗教、接客のポイントなどの「おもてなしの心得」紹介
  - ⑥ 「英語メニューステッカー(右参照)」(訪日外国人客向けに外国語メニューを置く飲食店の入り口等に貼り付けるステッカー)を配布

問合せ先 : 観光プロモーション課 海外集客班 電話 043-245-5066



「千葉おもてなし SHOP ガイド」ホームページアドレス  
一般向け : <http://omotenashi-chiba.net/>  
店舗登録用 : <http://omotenashi-chiba.net/create/>

登録マニュアルは以下 URL か、千葉市 HP のおもてなし SHOP ガイドの紹介ページからダウンロードできます。

(市 HP で「おもてなし SHOP」で検索)

<https://omotenashi-chiba.net/create/data/manual.pdf>

←「千葉おもてなし SHOP ガイド」



## ◆新たな商業の担い手支援

### 特定創業支援事業 【産業支援課】

- 趣 旨 : 国の認定を受けて千葉市が実施する「特定創業支援事業」は、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的としたもので、この認定者は、登録免許税の軽減等、各種の支援を受けることができます。  
この事業の対象は、産業振興財団、千葉商工会議所、千葉県信用保証協会で実施する創業セミナー等となっています。
- 対 象 者 : 千葉市内で創業を目指す者（小売・飲食サービス業を含む）
- 認定条件 : 既定のセミナーの講義をすべて受講した場合に、市への申請に基づき、証明書が交付されます。実施時期等はお問い合わせください。
- 問合せ先 : 産業支援課 新事業創出班 電話 043-245-5292

### 商業者創業支援事業 【産業支援課】

- 趣 旨 : 実店舗での開業を希望する小売業・飲食サービス業の創業者に対し、開業に際しての賃料補助、改修費補助を実施することで、事業を開始しやすい環境を構築するとともに、新たな商業の担い手を育成することを目的としています。
- 対 象 者 : 市内在住の特定創業支援事業の証明書を交付した認定者（過去認定者含む）で、かつ、当該年度に開業する者等
- 補助対象経費 : 賃借料、改修費等 ※店舗部分に限る
- 補 助 率 : (賃料補助) 1年目：1/2 2年目：1/3 3年目：1/4  
(改装費補助) 1/2
- 補助限度額 : (賃料補助) 月額上限 100 千円（最大3年間）  
(改装費補助) 上限 1,000 千円（単年度）
- 問合せ先 : 産業支援課 新事業創出班 電話 043-245-5292

### チャレンジ資金 【産業支援課】

- 融資対象者 : これから市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者、又は創業後5年未満の者。
- 融資限度額 : 3,500 万円
- 融資期間（据置期間）: 運転 5 年以内（6 か月）  
設備 7 年以内（1 年）
- 返済方法 : 元金均等 元利均等 期日一括
- 融 資 利 率 : 1 年以内 年 1.4%以内  
3 年以内 年 1.6%以内  
5 年以内 年 1.8%以内  
7 年以内 年 2.1%以内
- 利子補給率 : 1.4%
- 信用保証 : 創業関連保証又は創業等関連保証
- 問合せ先 : 産業支援課 中小企業支援班 電話 043-245-5284

## ◆資金調達支援

### 振興資金 【産業支援課】

- 融資対象者 : 市内で事業を営む中小事業者又は事業組合  
ただし、融資対象となる事業を1年以上継続して営んでいる者
- 融資限度額 : 2億円(うち運転資金は8,000万円)
- 融資期間(据置期間): 運転 7年以内(なし)  
設備 15年以内(1年)
- 返済方法 : 元金均等 元利均等(設備のみ期日一括)
- 融資利率 : 1年以内 年 1.4%以内  
3年以内 年 1.6%以内  
5年以内 年 1.8%以内  
7年以内 年 2.1%以内  
10年以内 年 2.3%以内  
15年以内 年 2.5%以内
- 利子補給率 : 運転 0.4%(ただし上限は「融資利率△0.2%」)  
設備 0.8%(ただし上限は「融資利率△0.2%」)
- 信用保証 : 必要により協会保証
- 問合せ先 : 産業支援課 中小企業支援班 電話 043-245-5284

### 小規模事業資金 【産業支援課】

- 融資対象者 : 市内で事業を営む従業員20人(商業・サービス業は5人。ただし、宿泊業・娯楽業は除く。)以下の中小企業者。
- 融資限度額 : 2,000万円
- 融資期間(据置期間): 運転 7年以内(6か月)※期間1年以内の期日一括返済可  
設備 10年以内(1年)
- 返済方法 : 元金均等 元利均等 期日一括
- 融資利率 : 1年以内 年 1.2%以内  
3年以内 年 1.4%以内  
5年以内 年 1.6%以内  
7年以内 年 1.9%以内  
10年以内 年 2.1%以内
- 利子補給率 : 0.8%(ただし上限は「融資利率△0.2%」)
- 信用保証 : 小口零細企業保証
- 問合せ先 : 産業支援課 中小企業支援班 電話 043-245-5284

## ◆千葉県の支援メニュー

### 地域商業活性化チャレンジ事業

- 趣 旨 : 商店街単位では解決できない地域商業の課題などに対応する取組を公募し、審査委員会に置いて選定された事業に対して事業費の一部を助成します。
- 補助対象事業 : 地域商業が抱える課題を解決するために実施する地域商業活性化の取組であり、地域ならではの創意工夫や、新規性のある事業
- 対 象 者 : 商工会・商工会議所、商店街団体、NPO 法人等  
※既存の商店街組織を超えた事業者によるグループ、団体であること。
- 補 助 率 : 対象事業費の 2/3 以内
- 補助限度額 : 100万円
- 問合せ先 : 千葉県商工労働部経営支援課 商業振興班 電話 043-223-2824

### 訪日観光客商店街おもてなし事業

- 趣 旨 : 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、日本を訪れる外国人観光客を「おもてなし」の心で迎え入れるため、商店街が行う接客力向上や情報発信等の取組を支援します。
- 補助対象事業 : 訪日観光客商店街おもてなし講習会（接客マニュアルを活用した接客講座、多言語対応商店街ガイド（アプリ）の活用方法、SNS を活用した商店街情報発信市場）、多言語対応商店街ガイド（アプリ）の作成、多言語商店街マップの作成、免税制度に関するセミナー、訪日観光客のニーズを把握するためのモニターツアーなど
- 対 象 者 : 商工会・商工会議所、商店街団体
- 補 助 率 : 対象事業費の 1/2 以内
- 補助限度額 : 300万円
- 問合せ先 : 千葉県商工労働部経営支援課 商業振興班 電話 043-223-2824

千葉市地域商業活性化支援メニュー  
平成30年度

■ 問合せ先 ■

千葉市経済農政局経済部産業支援課  
商業流通班

電話：043-245-5277

FAX：043-245-5590